

○街頭防犯カメラシステム運用要綱の制定について（例規通達）

平成25年11月28日

例規（生企）第40号

改正 平成31年4月26日例規（警）第17号

街頭防犯カメラシステム運用要綱を別添のとおり定め、平成25年11月28日から実施することとしたが、その趣旨等は下記のとおりであるので、適正かつ効果的な運用を図られたい。

記

1 趣旨

街頭防犯カメラシステムに関する規程（平成25年11月県公安委員会規程第4号）に基づき、街頭防犯カメラシステム（以下「カメラシステム」という。）の運用の細部事項を定めるものである。

2 内容

- (1) カメラシステムの適正な運用を図るため、運用責任者、運用副責任者、取扱責任者、取扱補助者及び操作担当者を置くこととした。
- (2) 運用責任者は、街頭防犯カメラの設置に当たっては、犯罪の予防に効果的であると認められる場所を選定するとともに、個人のプライバシー及び権利を不当に侵害することがないように留意しなければならないこととした。
- (3) 取扱責任者は、カメラシステムの機器を収容する場所に施錠するとともに、パスワード等のアクセス権設定機能を活用するなどして、操作担当者以外の者が操作することのないように管理することとした。
- (4) 山形県警察の各所属長（取扱責任者を含む。）は、犯罪捜査等のためにデータを活用する必要があると認めるときは、取扱責任者に対して、データの検索及び提供を依頼することができることとした。
- (5) 運用責任者は、データの活用状況を半年ごとに山形県公安委員会に報告することとした。
- (6) 運用責任者は、カメラシステムの運用状況を半年ごとに公表することとした。

別添

街頭防犯カメラシステム運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、街頭防犯カメラシステムに関する規程（平成25年11月山形県公安委員会規程第4号）第5条及び第10条の規定に基づき、街頭防犯カメラシステム（以下「カメ

ラシステム」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 運用体制

1 運用責任者

- (1) 警察本部に運用責任者を置き、生活安全部長をもって充てる。
- (2) 運用責任者は、カメラシステムの運用を統括する。

2 運用副責任者

- (1) 警察本部に運用副責任者を置き、生活安全部生活安全企画課長をもって充てる。
- (2) 運用副責任者は、運用責任者を補佐し、カメラシステムの適正な運用のために必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 運用副責任者は、生活安全部生活安全企画課の職員から、保守点検担当者を指定するものとする。

3 取扱責任者

- (1) カメラシステムの設置場所を管轄する警察署(以下「設置警察署」という。)に取扱責任者を置き、当該警察署の署長をもって充てる。
- (2) 取扱責任者は、カメラシステムの管理及びデータの取扱いに関する事務を行う。
- (3) 執務時間外においては、当直長が取扱責任者の業務を代行するものとする。

4 取扱補助者

- (1) 設置警察署に取扱補助者を置き、当該警察署の生活安全課長をもって充てる。
- (2) 取扱補助者は、取扱責任者の指揮を受け、カメラシステムの適正な管理及びデータの適正な取扱いのために必要な措置を講ずるものとする。

5 操作担当者

- (1) 設置警察署に操作担当者を置き、取扱責任者が指定した警察官をもって充てる。
- (2) 操作担当者は、取扱補助者の指揮を受け、カメラシステムの操作及び点検、その他の保守管理を行うものとする。
- (3) 取扱責任者は、操作担当者一覧表(別記様式第1号)により、操作担当者の指定状況を明らかにしておくものとする。

第3 カメラシステムの設置

1 設置場所の選定等

運用責任者は、街頭防犯カメラ(以下「カメラ」という。)の設置に当たっては、犯罪の予防に効果的であると認められる場所を選定するとともに、個人のプライバシー及び権利を不当に侵害することがないように留意しなければならない。

2 設置場所の明示

運用責任者は、カメラの設置場所及びその周辺区域内の見やすい場所に、カメラが設置されている旨を表示する標示板を設置するものとする。

第4 カメラシステムの管理

1 機器の管理

- (1) 取扱責任者は、カメラシステムの機器を収容する場所に施錠するなどして、操作担当者又は保守点検担当者以外の者が操作することのないように、物理的な措置を講ずるものとする。
- (2) 取扱責任者は、カメラシステムのモニター画面について、保守点検又はデータの検索のため必要ある場合を除き、映像が映らないようにする処置を講ずるものとする。

2 操作の管理

取扱責任者は、パスワード等のアクセス権設定機能を活用して、操作担当者又は保守点検担当者以外の者がカメラシステムを操作することのないように、アクセス管理を行うものとする。

3 操作状況の管理

取扱責任者は、カメラシステムの操作状況を操作管理簿（別記様式第2号）により管理するものとする。

第5 データの活用等

1 データ管理の基本

- (1) カメラシステムにおけるデータの保存期間は最長14日間とする。
- (2) 保存期間を経過したデータは、記録媒体を上書き処理するなど、復元することができないように確実に消去しなければならない。
- (3) 前号の規定にかかわらず、データの提供のためカメラシステムから出力したデータは、犯罪捜査等のため必要な期間保存することができる。

2 データ活用の手続

- (1) 山形県警察の各所属長（取扱責任者を含む。以下「所属長」という。）は、犯罪捜査等のためデータを活用する必要があると認めるときは、データ検索・提供依頼書（別記様式第3号）により、取扱責任者に対してデータの検索及び提供を依頼することができる。
- (2) 取扱責任者は、前号の規定による依頼を承認したときは、その旨を運用責任者に対して報告するとともに、操作担当者に対してデータの検索及び提供を行わせるものとする。

とする。

- (3) 前号の規定によりデータの提供を受けた所属長は、当該データを適切に保管するとともに、保管する必要がなくなったときは、電磁的又は物理的方法により速やかに廃棄し、取扱責任者に対して廃棄した旨を報告するものとする。

3 他の都道府県警察等からの依頼

前項の規定は、他の都道府県警察又は法令に基づき犯罪捜査を行う他の機関からデータの検索及び提供の依頼があった場合について準用する。

第6 報告

1 運用責任者への報告

取扱責任者は、毎月10日までに、操作管理簿により前月のデータの活用状況を運用責任者に報告するものとする。

2 山形県公安委員会への報告

運用責任者は、半年ごとに、データの活用状況を山形県公安委員会に報告するものとする。

第7 運用状況の公表

運用責任者は、半年ごとに、カメラシステムの運用状況を山形県警察のホームページにより公表するものとする。

別記様式第2号

操作管理簿

申請番号	操作日	操作担当者		データ検索・提供依頼申請者			操作内容 □データ検索 □データ提供 □点検 □()	データ 廃棄日	備考
		課名	氏名	所属	課名	氏名			
	/							/	
	/							/	
	/							/	
	/							/	
	/							/	
	/							/	
	/							/	
	/							/	
	/							/	
	/							/	

別記様式第1号

別記様式第2号

別記様式第3号

(一部改正〔平成31年例規(警)17号〕)